

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期茂木町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県芳賀郡茂木町

3 地域再生計画の区域

栃木県芳賀郡茂木町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、1947年の31,637人をピークに減少しており、住民基本台帳によると2025年には11,258人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、2045年には総人口が6,135人となる見込みである。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は1980年の4,006人から減少し、2020年には986人となる一方、老年人口（65歳以上）は1980年の3,083人から2020年には5,081人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15歳～64歳）も1980年の12,962人から減少傾向にあり、2020年には5,824人となっている。

自然動態をみると、出生数は1983年の258人をピークに減少し、2023年には34人となっている。その一方で、死亡数は2023年には239人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲205人（自然減）となっている。

社会動態をみると、本町の基幹産業である農業の衰退に伴い、町外への転出者が増加し、社会減の状態が続いているが、2012年の社会減▲173人をピークに2023年には社会減▲13人まで社会減を減らしている。

人口の減少の大きな要因は出生数の減少（自然減）と転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに

伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかけたい。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

基本目標 1 農林商工観が連携したまちづくり

基本目標 2 移住・定住を促進するまちづくり

基本目標 3 いきいきと暮らせるまちづくり

基本目標 4 教育によるまちづくり

基本目標 5 持続可能なまちづくり

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2029 年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	町内事業所への 就業者数	79 人	100 人	基本目標 1
ア	もてぎマルチワーク事業 協同組合 組合員 数・派遣職員数	組合員数 6 件 派遣職員数 4 件	組合員数 10 件 派遣職員数 9 件	基本目標 1
ア	三坂地区への企業誘致 数	0 件	5 年間で 4 件	基本目標 1
ア	道の駅もてぎ年間入込 客数	150 万人	180 万人	基本目標 1
ア	道の駅もてぎ年間売上	9 億 7600 万円	11 億円	基本目標 1
ア	他道の駅との連携販売 等回数	2 回	5 年間で 20 回	基本目標 1
ア	観光客入込客数	2,480,483 人	2,700,000 人	基本目標 1
ア	町内宿泊者数	104,812 人	120,000 人	基本目標 1
ア	新規就農者数	5 年間で 5 人	5 年間で 5 人	基本目標 1

ア	集落営農組織数	5 件	7 件	基本目標 1
ア	森林整備面積	40.7ha	52.00ha	基本目標 1
イ	移住支援制度を活用した移住世帯数	5 年間で 98 世帯	5 年間で 100 世帯	基本目標 2
イ	空き家情報バンク登録物件数	5 年間で 160 件	5 年間で 170 件	基本目標 2
イ	田舎留学受入件数	0 件	5 年間で 18 件	基本目標 2
イ	ふるさと納税金額	5,570 万円	1 億 5,000 万円	基本目標 2
イ	企業版ふるさと納税金額	100 万円	1,000 万円	基本目標 2
ウ	出生数	29 人	38 人	基本目標 3
ウ	妊娠出産に関する相談支援マネジメント件数	4 件	8 件	基本目標 3
ウ	乳児等通園支援事業利用者数	0 人	30 人	基本目標 3
ウ	オンライン相談システムを利用した相談件数	0 件	50 件	基本目標 3
ウ	共同生活援助施設（グループホーム）利用者数	19 人	24 人	基本目標 3
ウ	就労継続支援施設（A 型）利用者数	0 人	10 人	基本目標 3
ウ	介護予防教室参加人数	1,606 人	1,650 人	基本目標 3
ウ	介護人材講習会参加人数	0 人	10 人	基本目標 3
ウ	介護施設等の誘致	0 件	1 件	基本目標 3
ウ	健康寿命	男性 79.25 歳 女性 83.42 歳	男性 79.37 歳 女性 84.38 歳	基本目標 3
ウ	特定保健指導実施率	74.1%	75.6%	基本目標 3
ウ	特定健診受診率 （国民健康保険）	52.6%	56.0%	基本目標 3
ウ	健康診査受診率 （後期高齢者医療保険）	27.5%	36.0%	基本目標 3

エ	小学校 全国学力テスト（全国学力学習状況調査）	県平均並み	県平均を上回る	基本目標 4
エ	中学校 全国学力テスト（全国学力学習状況調査）	県平均並み	県平均を上回る	基本目標 4
エ	英語検定受検率	70%	90%	基本目標 4
エ	町民学校参加人数	196 人	250 人	基本目標 4
エ	ふみの森もてぎ来館者	87,060 人	100,000 人	基本目標 4
エ	スポーツ教室参加人数	713 人	800 人	基本目標 4
オ	ケーブルテレビ網を活用したインターネット加入率	6.57%	20.0%	基本目標 5
オ	町道改良率	59.9%	61.0%	基本目標 5
オ	デマンド交通利用者数	17,347 人	20,000 人	基本目標 5
オ	地籍調査実施面積	13.18 km ²	23.69 km ²	基本目標 5
オ	防災ラジオ設置世帯割合	0 %	80%	基本目標 5
オ	自主防災組織数	10 組織	22 組織	基本目標 5
オ	公共施設への再生可能エネルギー導入件数	10 件	13 件	基本目標 5
オ	町民一人、一日あたりごみの排出量	514 g	508 g	基本目標 5
オ	資源回収団体数	63 団体	73 団体	基本目標 5
オ	マイナンバーを利用したコンビニでの証明書発行数	1,899 件	2,900 件	基本目標 5
オ	オンライン申請 利用可能登録事業数	0 件	50 件	基本目標 5
オ	将来負担比率	0 %	0 %	基本目標 5
オ	今後も町に住み続けたい町民の割合	66.6%	70.0%	基本目標 5

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期茂木町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 農林商工観が連携したまちづくり事業

イ 移住・定住を促進するまちづくり事業

ウ いきいきと暮らせるまちづくり事業

エ 教育によるまちづくり事業

オ 持続可能なまちづくり事業

② 事業の内容

ア 農林商工観が連携したまちづくり事業

企業誘致の推進やマルチワーカーの活用、道の駅リニューアル事業、観光施策の充実、農林業の振興により、各産業を活性化し地域の稼ぐ力を高めることで、雇用機会の創出に繋げていく事業

【具体的な事業】

- ・雇用・商工業・企業誘致の推進
- ・道の駅もてぎリニューアルと地域の活性化
- ・地域資源を活用した観光の産業化
- ・農林業の振興 等

イ 移住・定住を促進するまちづくり事業

U I J ターン者のための移住支援の促進や、移住につながる関係人口を拡大させる事業

【具体的な事業】

- ・U I J ターンによる移住の促進

- ・移住につながる関係人口の拡大 等

ウ いきいきと暮らせるまちづくり事業

結婚・出産・子育ての環境整備に取り組むとともに、誰もが健康で安心して暮らせる福祉社会の構築と、健康維持に努め健康長寿の町を目指す事業

【具体的な事業】

- ・結婚・出産・子育てに対する支援
- ・障害者福祉事業の推進
- ・高齢者福祉事業の推進
- ・保健医療の推進 等

エ 教育によるまちづくり事業

児童生徒の学力・体力の増進とたくましく生きていく力を育み、また、町民一人ひとりにあった学習機会を提供する「ふるさと教育」を推進する事業

【具体的な事業】

- ・特色ある学校教育の推進
- ・魅力ある社会教育の推進 等

オ 持続可能なまちづくり事業

防犯・防災対策、インフラ整備、生活・防災情報の発信、行政手続きのDX化等、安全で安心な暮らしを提供できるような施策を推進する事業

【具体的な事業】

- ・安全・安心なまちづくりの推進
- ・防災・防犯によるまちづくりの推進
- ・環境にやさしいまちづくりの推進
- ・持続可能なまちづくりの推進 等

※なお、詳細は、第7次茂木町総合計画のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,000,000 千円（2025 年度～2029 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度 8 月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに茂木町ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2030 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2030 年 3 月 31 日まで